

[事案 2020-363] 入院給付金支払請求

・令和3年9月30日 裁定終了

<事案の概要>

転院後の入院に対して、一部の入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年9月の転落事故により、右肩脱臼、右肩腱板断裂等のケガをしたため、入院して手術を受け、翌月末に別の病院に転院したのち、平成30年3月まで入院した。その後、平成14年1月に契約した終身医療保険にもとづき、給付金を請求したところ、転院後の入院について、「日常生活動作（ADL）が自立」したことが医療記録で確認できた日以降は、約款上の入院に該当しないとして、入院給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院中に院内ADLが自立しているとしても、自宅環境ではADLが自立しているとは言えない。
- (2)ADLが自立したとされる日以降も、医師の指示のもと入院しリハビリを行っていた。
- (3)入院してリハビリを行っていたため早期の仕事復帰が可能となった。通院によるリハビリでは同様の回復はできなかった。
- (4)入院中の外泊は、空き巣による被害状況の確認のためである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、給付金を不支払とした期間は一般医学上の見解にもとづき、客観的に見て約款上の入院に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院中に、入院しなければ実施できない検査・治療は行われていない。
- (2)申立人は転院時、右肩関節以外の機能には大きな問題がなかったと考えられ、入院時に独歩で来院しているほか、入院中複数回外泊しており、その後特筆すべき症状の悪化はなかった。
- (3)退院時期の決定は、申立人の意向によるところが大きい。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中およびその後の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。また、独自に第三者の専門医の意見を取得し、審理の参考とした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金不支払期間の入院が約款上の入院に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。